

平成21年 9 月 4 日開会

平成21年 9 月15日閉会

# 平 成 2 1 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

## 平成 2 1 年 9 月 三宅町議会第 3 回定例会会議録目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 招集告示                                      | 1  |
| 会期日程表                                     | 2  |
| 第 1 号 (9月4日)                              |    |
| 出席議員                                      | 3  |
| 欠席議員                                      | 3  |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名       | 3  |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                        | 3  |
| 議事日程                                      | 4  |
| 議長あいさつ                                    | 6  |
| 町長あいさつ                                    | 6  |
| 開会の宣告                                     | 6  |
| 議事日程の報告                                   | 7  |
| 会議録署名議員の指名                                | 7  |
| 会期の決定                                     | 7  |
| 諸般の報告                                     | 7  |
| 選任第 2 号の上程、採択                             | 8  |
| 認定第 1 号～認定第 7 号、議案第 3 0 号～議案第 3 8 号の上程、説明 | 9  |
| 同意第 5 号及び諮問第 1 号の上程、説明、採決                 | 17 |
| 一般質問                                      | 19 |
| 坂 東 暹 君                                   | 19 |
| 廣 瀬 規矩次 君                                 | 24 |
| 若 井 繁 孝 君                                 | 27 |
| 松 田 睦 男 君                                 | 30 |
| 散会の宣告                                     | 36 |

## 第 2 号 (9月8日)

|      |    |
|------|----|
| 出席議員 | 37 |
| 欠席議員 | 37 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 37 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                  | 37 |
| 議事日程                                | 38 |
| 再開の宣告                               | 39 |
| 議事日程の報告                             | 39 |
| 認定第 1 号～認定第 7 号の委員会付託               | 39 |
| 議案第 3 0 号～議案第 3 8 号の総括質疑            | 39 |
| 議案第 3 0 号～議案第 3 8 号の委員会付託           | 43 |
| 散会の宣告                               | 43 |

### 第 3 号 （9 月 1 5 日）

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 出席議員                                | 45 |
| 欠席議員                                | 45 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 | 45 |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                  | 45 |
| 議事日程                                | 46 |
| 再開の宣告                               | 47 |
| 議事日程の報告                             | 47 |
| 常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決             | 47 |
| 閉会中の継続審査について                        | 57 |
| 町長あいさつ                              | 57 |
| 閉会の宣告                               | 58 |
| 署名議員                                | 59 |

三宅町告示第 7 6 号

平成 2 1 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会を  
次のとおり招集する

平成 2 1 年 8 月 2 7 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 1. 招集日時 | 平成 2 1 年 9 月 4 日 金曜日 |
|         | 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会  |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3 階 議会議場       |

平成21年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成21年9月 4日金曜日  
平成21年9月15日火曜日  
12日間

| 目次    | 月日曜日      | 開会時間               | 摘要                               |
|-------|-----------|--------------------|----------------------------------|
| 第1日目  | 9月4日 金曜日  | 午前10時00分           | 定例会開会（提案説明・諸報告・一般質問）             |
| 第2日目  | 9月5日 土曜日  |                    | 休会                               |
| 第3日目  | 9月6日 日曜日  |                    | 休会                               |
| 第4日目  | 9月7日 月曜日  |                    | 休会                               |
| 第5日目  | 9月8日 火曜日  | 午前10時00分           | 定例会再開（総括質疑）                      |
| 第6日目  | 9月9日 水曜日  | 午前10時00分           | 決算審査特別委員会（一般会計）（特別会計）（歳入、歳出決算説明） |
| 第7日目  | 9月10日 木曜日 | 午前10時00分           | 決算審査特別委員会（歳入、歳出決算質疑）             |
| 第8日目  | 9月11日 金曜日 | 午前9時00分<br>午後1時30分 | 総務建設委員会<br>福祉文教委員会               |
| 第9日目  | 9月12日 土曜日 |                    | 休会                               |
| 第10日目 | 9月13日 日曜日 |                    | 休会                               |
| 第11日目 | 9月14日 月曜日 |                    | 休会                               |
| 第12日目 | 9月15日 火曜日 | 午前10時00分           | 定例会再開                            |
|       | 9月18日 金曜日 | 午後2時00分            | 式下中学校組合議会                        |

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成21年9月4日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 若井 繁 孝  | 馬 場 武 信 | 廣 瀬 規矩次 |
| 坂 東 暹   | 松 田 睦 男 | 池 田 年 夫 |
| 辰 己 勝 秀 | 梅 本 勝 久 | 若 井 秀 友 |

欠席議員数（1名）

池 本 久 隆

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町 長       | 志 野 孝 光 | 副 町 長     | 森 川 道 弘 |
| 教 育 長     | 岩 井 利 祐 | 総 務 課 長   | 中 川 章   |
| 健康福祉課長    | 東 浦 一 人 | 町民生活課長    | 西 岡 康 次 |
| 産業建設課長    | 吉 岡 秀 元 | 教育委員会事務局長 | 陰 山 尚 則 |
| 上下水道課長    | 松 本 幹 彦 | 幼 児 園 園 長 | 森 本 雅 子 |
| 会 計 管 理 者 | 向 井 理 則 |           |         |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|           |         |        |         |
|-----------|---------|--------|---------|
| 議 会 事 務 局 | 小 石 淳 一 | モニター室係 | 森 本 典 秀 |
| モニター室係    | 吉 田 陽 介 |        |         |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |       |         |         |
|---------|-------|---------|---------|
| 4 番 議 員 | 坂 東 暹 | 5 番 議 員 | 松 田 睦 男 |
|---------|-------|---------|---------|

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成21年9月 4日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- |       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2  | 会 期 の 決 定                                |
| 日程第3  | 諸 般 の 報 告                                |
|       | (1) 会計監査報告                               |
|       | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告                    |
| 日程第4  | 選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について              |
| 日程第5  | 認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定について              |
| 日程第6  | 議案第2号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について        |
| 日程第7  | 議案第3号 平成20年度三宅町老人保健特別会計決算認定について          |
| 日程第8  | 議案第4号 平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について       |
| 日程第9  | 議案第5号 平成20年度三宅町介護保険特別会計決算認定について          |
| 日程第10 | 議案第6号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について       |
| 日程第11 | 議案第7号 平成20年度三宅町水道事業会計決算認定について            |
| 日程第12 | 議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算について          |
| 日程第13 | 議案第31号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について    |
| 日程第14 | 議案第32号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について   |
| 日程第15 | 議案第33号 平成21年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について      |
| 日程第16 | 議案第34号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について   |
| 日程第17 | 議案第35号 平成21年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について        |
| 日程第18 | 議案第36号 三宅町基本構想審議会条例の制定について               |
| 日程第19 | 議案第37号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第20 | 議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第21 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第23 一 般 質 問

---

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 本日、平成21年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

なお、本日提案されております議案につきましては、平成20年度一般会計決算を初めといたします認定7件、議案9件、選任1件、同意1件、諮問1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつとしたいと思います。

---

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 開会に先立ちまして、志野町長よりあいさつをお願いいたします。

志野町長、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成21年9月三宅町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席をいただき、大変ありがとうございます。

また、平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、平成20年度一般会計決算案を初めとする決算認定案7件、平成21年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案6件、条例の制定案、改正案の3件、人事の同意案等2件の計18件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは選任案1件の合わせて計19件のご審議をいただくわけではありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

---

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） 初めに、7番議員、池本久隆君より、病気により本日の欠席届が出ていることをご報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成21年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

---

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により4番議員、坂東　暹君及び5番議員、松田睦男君の2人を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君）　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月15日までの12日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長（辰巳勝秀君）　日程第3、諸般の報告に入ります。

坂東　暹監査委員より監査報告を求めます。

坂東　暹君。

○監査委員（坂東　暹君）　監査委員報告。

去る8月25日、安井茂治代表監査委員とともに、平成21年度定期監査を実施しましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成20年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに21年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け厳正なる検査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触することなく適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成21年9月4日、監査委員 坂東 遼。

以上であります。

○議長（辰巳勝秀君） 次に、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

中川課長。

○総務課長（中川 章君） ただいまより健全化判断比率及び資金不足比率のご報告を申し上げます。

このご報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成20年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付いたしております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなしでございます。実質公債費比率は19.6%、将来負担比率123.6%となっております。昨年に比しまして、わずかながら好転いたしております。資金不足比率はなしであります。現在は健全段階であることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎選任第2号の上程、採決

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第4、選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとして議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認

定についてから認定第7号 平成20年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでを本特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員の選任については、議員全員でございますので、委員会条例第7条第1項の規定による議長において指名することを省略いたしまして、本委員会の委員長及び副委員長を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、三宅町決算審査特別委員会委員の委員長及び副委員長の指名をさせていただきますことにいたします。

それでは、決算審査特別委員会委員長に馬場武信君、副委員長に廣瀬規矩次君を指名いたします。

---

◎認定第1号～認定第7号、議案第30号～議案第38号の上程、説明

○議長(辰巳勝秀君) お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 異議はございませんので。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第20、議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの認定7件、議案9件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） ご異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第2号から認定第6号までの各特別会計の決算認定案並びに認定第7号 水道事業会計決算認定案については、先ほどご報告いただきました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。認定第1号から認定第6号までは、後ほど会計管理者よりご説明を申し上げます。

認定第7号 平成20年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は1億7,335万3,422円、支出額は1億6,705万3,784円で、収支差引額は629万9,638円となっております。また、資本勘定による収入額は442万5,750円、支出額は2,129万5,974円で、収支差引額は1,687万224円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、ご説明を申し上げます。本会計の補正予算内容といたしましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業が主なものであることを先にご報告申し上げます。

歳入の款8 地方特例交付金において、交付額決定に伴い、地方特例交付金で51万円の増額補正、特別交付金で7万5,000円の増額補正を行っております。

款9 地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い、568万4,000円の減額補正を行っております。

款11 分担金及び負担金では、農地有効利用支援整備事業に伴う土地改良事業部分の受益者負担109万9,000円の増額補正を行っております。

款13国庫支出金では、各事業並びに新規事業の交付額決定に伴い、地域介護・福祉空間整備等交付金500万4,000円の増額並びに学校情報通信技術環境整備事業補助金等として2,108万7,000円の増額を行うとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業では9,778万4,000円の増額、子育て応援特別手当交付金601万4,000円の増額、国民投票事務委託金91万8,000円の増額、合わせて1億3,080万7,000円の増額補正を行っております。

款14県支出金では、保健事業負担金178万6,000円の増額並びにまほろばふるさとづくり事業補助金で97万4,000円の増額については、各事業の交付額決定に伴う補正を行っております。

款17繰入金では、前年度繰越金の一般財源に振替可能な額が生じたため、公債償還基金繰入金5,000万円の減額補正を行ったものであります。

款18繰越金では、前年度からの繰越金として9,285万3,000円の増額補正を行ったものであります。

款19諸収入では、後期高齢者広域連合よりの医療費精算に伴う返還金8万4,000円の増額及び農地有効利用支援整備事業に伴い、545万4,000円の増額補正を行っております。

款20町債では、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債2,770万円の増額補正を行っております。

次に、歳出における人件費について、職員の人事異動等による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額といたしましては5万円の減額となっております。

款2総務費については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、防災行政無線デジタル化更新委託料等で4,644万8,000円、学校情報通信技術環境関連整備事業並びに農地有効利用支援整備事業等で1億1,509万1,000円の増額補正を行い、まほろばふるさとづくり事業で97万4,000円の増額を行い、さらに法人町民税の確定申告による還付金として556万7,000円の増額並びに国民投票費の電算事務委託料として91万8,000円の増額補正を図っております。

款3民生費において、社会福祉総務費で福祉医療電算事務システム委託料12万6,000円の増額を行い、県補助金の確定に伴い心身障害者老人等医療費補助金の返還金並びに国保出産育児一時金制度改正による国保会計への繰出金を合わせ57万2,000円の増額を行い、老人福祉費では、産休職員の代替配置費用並びに地域介護・福祉空間整備事業の交付額の決定によるものと、老人医療費及び重度心身障害老人等医療費の県補助金の精

算による返還金等合わせて722万4,000円の増額補正を行っております。

児童福祉費では、子育て応援特別手当事業の増額並びに乳幼児医療費県補助金の精算による返還金等合わせて624万円の増額補正を行っております。

母子福祉費では、母子医療補助金の返還金9万5,000円の増額補正を行い、幼稚園費では、備品購入費で4万2,000円の増額補正を行っております。

款4衛生費においては、健康増進事業の新たな事業として女性特有のがん検診に要する経費並びに上但馬共同浴場重油タンク処理代合わせて250万3,000円の増額補正を行っています。

款8土木費については、下水道費では下水道台帳の電子化等による公下会計への繰出金1,449万6,000円の増額補正を行っています。

款9消防費については、消防総務費で防災無線定期検査受験委託料として14万2,000円の増額補正を行っています。

款10教育費については、学校管理費でコンデンサ処理費並びに理科教室備品購入費で168万6,000円の増額補正を行っています。

社会教育費では、小柳公民館分館維持補修金補助金として18万5,000円の増額補正を行っております。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため、276万9,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は2億502万8,000円の増額補正になり、予算総額を31億2,702万8,000円と定めるものであります。

議案第31号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案については、歳入において、款4国庫支出金において、特別調整交付金の高額医療費特別支給金に係る5万円の増額、出産育児一時金補助金については、10月からの出産育児一時金の見直しにより12万円の増額補正を行っています。

療養給付費交付金では、歳出における退職被保険者等高額療養費に係る療養給付費交付金192万4,000円の増額補正を行っております。

款10繰入金の8万円の増額補正は、出産育児一時金に係る地方交付税措置分の一般会計からの繰入金であります。

款11繰越金では、繰越金の額の決定により3,039万6,000円の増額を行っております。

款12諸収入は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金として62万8,000円の増額補正を行

ったものであります。

歳出については、款 2 保険給付費の退職被保険者高額医療費192万4,000円を増額し、出産育児一時金については、10月からの見直しによる一時金及びその手数料合わせて24万2,000円の増額補正を行っております。

款 6 介護納付金は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の財源の調整による補正予算であります。

款 8 保健事業費については、特定健康診査等事業費60万円の減額補正を行ったものであります。

款 9 基金積立金の1,081万8,000円の増額は、繰越金のうち前年度分の国庫支出金等の返還金を差し引いた額の補正予算を行ったものであります。

款10諸支出金については、前年度分の国庫支出金等の確定による返還金1,961万2,000円の増額、高額療養費特別支給金 5 万円の増額補正を行ったものであります。

款11予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため115万2,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの3,319万8,000円を増額し、予算額を 8 億 5,419万8,000円と定めるものであります。

議案第32号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算案については、款 5 繰越金では、前年度繰越金の確定により120万8,000円の増額補正を行っております。

歳出においては、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金121万円の増額補正を行っており、款 5 予備費においては、歳入歳出予算額の調整を行うため2,000円の減額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの120万8,000円を増額し、予算額を7,764万7,000円と定めるものであります。

議案第33号 平成21年度三宅町介護保険特別会計第 1 回補正予算案については、款 4 支払基金交付金については、過年度介護給付金交付金で39万5,000円の増額、款 8 繰越金では前年度繰越金の確定により4,933万3,000円の増額を行っております。

歳出においては、款 2 保険給付費について、各事業の今後の需要量を勘案し、介護サービス等諸費で800万円の減額、介護予防サービス等諸費で200万円、高額介護サービス等費で300万円、特定入所者介護サービス等費で200万円、高額医療合算介護サービス等費で100万円の増額補正をそれぞれに行っております。

款6 諸支出金については、過年度給付事業交付金等の精算に伴う返還金342万3,000円の増額補正を行っています。

款7 予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため539万5,000円の増額補正を行っております。

款8 基金積立金については、介護給付費準備基金積立金として4,091万円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの4,972万8,000円を増額し、予算額を5億3,932万8,000円と定めるものであります。

議案第34号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案については、歳入においては、下水道台帳の電子化による公共下水道事業補助金1,572万円の増額補正並びに款3 繰入金で一般会計繰入金1,685万円の増額補正を行っております。

歳出においては、款1 公共下水道事業費で下水道台帳作成委託料並びに事業支弁に係る人件費の調整を図るとともに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業合わせて3,257万円の増額補正を行っており、款2 公債費についても、さきの事業支弁人件費に係る財源調整を図った補正予算であります。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの3,257万円を増額し、予算額を4億1,797万円と定めるものであります。

議案第35号 平成21年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算案については、収益的収入において地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として816万8,000円の補助金の増額補正を行い、収益的支出において、配水管等修繕費147万9,000円を増額、公共施設の耐震調査委託料等で668万9,000円の増額補正予算を行っております。

以上が補正予算案6件の概要であり、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議案第36号 三宅町基本構想審議会条例の制定案については、平成23年度を初年度とする町第3次基本構想の策定に当たり、その内容に関する調査及び審議を行うための審議会を設置すべく、条例の提出をいたしました。

議案第37号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定案については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの出産一時金を見直すべく条例の提出をいたしました。

議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厚生年金保険法等の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の見直し

を行うべく条例の提出をいたしました。

続きまして、同意案についてご説明いたします。

同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了に伴い同意を願うべく、地方教育行政の組織及び運用に関する法律第4条第1項に基づき提出をいたしております。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員の任期満了により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるべく提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました決算認定案7件、補正予算案6件、条例の改正並びに制定案3件、同意案1件、諮問案1件の計18件の概要説明であります。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君） 続きまして、向井会計管理者。はいどうぞ。

○会計管理者（向井理則君） 失礼します。

それでは、認定第1号から認定第6号までの平成20年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を一般会計より順次ご説明申し上げます。

まず初めに、4ページからの認定第1号 平成20年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額30億円でありましたが、その後7回の補正予算により3億9,379万8,000円を増額し、これに前年度からの繰越明許繰越額1億7,086万1,000円を加え、最終予算額は35億6,465万9,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額30億3,018万4,026円、歳出総額29億2,185万5,510円となり、歳入歳出差引額1億832万8,516円を平成21年度へ繰り越しを行いましたが、次年度への繰越明許繰越金として地域活性化生活対策事業、第3期三宅小学校耐震改修工事及び保育所・幼稚園の保育費等耐震診断業務の一般財源分510万2,000円と、純繰越金1億322万6,516円であります。

また、収入未済額は、町税分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債を合わせ5億5,851万7,987円になりますが、そのうち繰越明許分としては、国庫支出金と町債を合わせ4億9,132万8,000円であります。

次に、146ページの財産に関する調書についてですが、公有財産（1）の土地及び建物では、土地開発基金の宅地で115平方メートルの減となっております。これは用地売却に

よるものであります。

1枚めくっていただいた（２）の出資による権利では、山辺広域行政事務組合、消防本部、庁舎整備事業に充当するため、山辺広域振興基金出資金で665万2,604円の減額となっております。

（３）の物品については、平成20年度中の増減はございません。

（４）の債権は、平成18年度で水洗便所改造資金貸付特別会計の廃止に伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し管理することにいたしましたもので、今年度中の増減はございません。

（５）基金では、土地開発基金が土地売却により預金で411万4,052円の増額、土地で同額の減となっております。

続きまして、151ページからの認定第２号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、当初予算額８億3,400万円でありましたが、その後３回の補正予算により1,982万2,000円を減額し、最終予算額は８億1,417万8,000円となりました。

これに対し決算額は、歳入総額８億1,195万4,186円、歳出総額７億8,152万2,609円で、歳入歳出差引額3,043万1,577円となり、同額を平成21年度へ繰り越しを行いました。

また、収入未済額は、国民健康保険税で6,449万7,160円になります。

193ページの国民健康保険財政調整基金は、前年度と同額の2,506万7,459円の基金残高となっております。

次に、195ページからの認定第３号 平成20年度三宅町老人保健特別会計決算は、当初予算額6,260万円でしたが、その後３回の補正予算により2,835万1,000円を増額し、最終予算額は9,095万1,000円となりました。決算額は、歳入総額8,925万1,211円、歳出総額8,908万2,019円となり、歳入歳出差引額16万9,192円を平成21年度へ繰り越しを行いました。

次に、209ページからの認定第４号 平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額8,000万円で、その後２回の補正予算により741万3,000円を減額し、最終予算額は7,258万7,000円となりました。これに対し決算額は、歳入総額7,118万3,212円、歳出総額6,997万3,612円となり、歳入歳出差引額120万9,600円を平成21年度へ繰り越しを行いました。

また、収入未済額は、後期高齢者医療保険料と繰入金を合わせ131万6,397円になります。

なお、この会計は、平成20年4月に発足しました後期高齢者医療制度に伴い、今年度新たにつくられたものでございます。

次に、227ページからの認定第5号 平成20年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額4億8,600万円で、その後3回の補正予算により3,280万円を増額し、最終予算額は5億1,880万円となり、これに対し決算額は、歳入総額5億991万9,703円、歳出総額4億6,057万5,721円となり、歳入歳出差引額4,934万3,982円を平成21年度へ繰り越しを行いました。

収入未済額は、介護保険料で598万6,200円になります。

最後に、277ページからの認定第6号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、当初予算額3億4,920万円で、その後4回の補正予算により4億9,903万4,000円を増額し、最終予算額は8億4,823万4,000円となり、決算額は歳入総額8億3,981万3,579円、歳出総額も同額の8億3,981万3,579円となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

なお、収入未済額は下水道使用料で294万5,181円になります。

以上が平成20年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

さきに申し上げましたとおり、総括質疑は8日午前10時より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎同意第5号及び諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第21、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について及び日程第22、諮問第1号 人権擁護委員会の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

その前に、2番議員の馬場議員より意見があるとのことですので、特別に意見を求めることといたします。

2番議員、馬場武信君。

○2番（馬場武信君） 2番議員の馬場でございます。

現在、行政から委員会の人事案件について同意を求められておりますが、同意することにより議会としての責任も発生します。さきの教育長人事しかりです。留任人事ならばまだしも、新任委員の適否の判断を現行の住所、氏名、生年月日、職業だけで同意を求めるのは単なるセレモニーではないかと思っております。一応、この基準としてその委員会に精通した人物に向けられるのか、はたまた白紙の状態で委員に論じられるのか、町長のご意見をお聞きしたいと。単なるセレモニーならば、私は棄権ないしは反対したいと思っております。どうかよろしく。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 特別に議長のお許しを得ましたので、ご回答させていただきます。

同意案件につきまして、委員の新任ということでございます。今回のご推薦させていただく委員につきましては、企業人としての感覚にすぐれておられる点、また現在子育てもされておられるという、そういう子育て世代の感覚というのを私は今後の三宅町の教育行政の中にもどんどん取り入れていきたいと、このように思いましたので、自信を持ってご推薦させていただいております。慎重審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○2番（馬場武信君） はい、結構です。

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第21、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、どうぞ、志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 \_\_\_\_\_。

氏名 池本秀治。

生年月日 \_\_\_\_\_生まれ。

新任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長の説明が終わりましたので、日程第21、同意第5号 三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

池本教育委員会委員さんにご入場願います。

(教育委員会委員 池本秀治君入場)

○教育委員会委員（池本秀治君） 初めまして。先ほど任命を賜りました池本秀治と申します。

私はこの三宅町で生まれ育てていただきました。今現在は、川西町のほうで工場のほうを経営させていただいております。会社経営の側から教育に何かにお役に立てればと思ひまして、この任命を受けさせていただきました。まだまだ若輩者ではございますが、どうぞ皆さんご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、任命のあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君） ご苦労さまでした。どうぞ退場ください。

(教育委員会委員 池本秀治君退場)

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第22、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員が平成21年12月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 \_\_\_\_\_。

氏名 谷川祥二。

生年月日 \_\_\_\_\_。

谷川さんにつきましては引き続きの推薦であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） お諮りします。

日程第22、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第23、一般質問を議題として、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

◇ 坂 東 暹 君

○議長（辰巳勝秀君） 4番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

はい、坂東議員。

○4番（坂東 暹君） 議長のお許しをいただきましたので、4番、坂東が一般質問をさせていただきます。私は2件質問させていただきます。1件は地方分権への考え方と準備について、いま一つは集中改革プランの進捗フォローと勤務評価制度についてでございます。

まず最初に、地方分権への考え方と準備についてであります。

マニフェストが注目され、政権選択が叫ばれた総選挙が実施され、国民の審判が下されました。主要政党が賛成しましたので、地方分権が進捗することは必至と思われます。私は、この地方分権について不勉強でまだ十分理解ができておりませんが、地方でできることは地方でということで、権限と財源が大幅に地方へ移譲されるのだと思います。従来のがんじがらめのひもつきの補助金、交付金が地方の裁量に任されるということは、三宅町にとっても大変心強い、喜ばしいことだと思っております。しかし、それに伴って権限と財源に見合う大きな責任が行政と議会にも課せられるのではないかと推測をします。行政と議会も、その真価を問われることになるんだと思います。その対応は従来の延長線上にはありません。どの程度の権限と財源が、いつからどのように移譲されるのかはまだわかりませんが、その準備をしていく体制を考えるのは喫緊の課題だと思います。

そこで、町長にお尋ねをしたいと思います。町長は地方分権についてどのようにお考えなのかお聞きしたい。また、どのような対応を考えているのかお尋ねをいたします。

2つ目でございます。

集中改革プランの進捗フォローと勤務評価制度について。

本年3月の第1回定例会で、集中改革プランの進捗フォローと評価方法について、提案を含めて質問させていただきました。回答は、18、19年度の実績を踏まえて20年度から着実な実施に取り組んでいくと、私の提案も含めて検討して取り組んでいくと、こういう回答でございました。

そこで、質問の1つは、21年度はどのような方法でこのフォローを具体的にされたのか。私の提案はどのように生きているのでしょうか。また、評価のマル・バツ・サンカクの評価は何か改善はされたのでしょうかということが1つでございます。

2つ目は、具体的なテーマの勤務評価制度の導入についてです。昨年末のまとめによりますと、試行導入中となっています。試行導入とはどのような状態なのですか。いつから本格導入されるのでしょうか。この点をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。あとは自席のほうで対応させていただきます。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 4番、坂東議員の地方分権への考え方と準備についてご回答させていただきます。

地方分権への考え方と準備についてのご質問であります。地方分権に関する最近の国の動きといたしましては、平成19年4月に地方分権改革推進委員会が発足し審議されており、平成20年12月の第2次勧告では、64法律、359事務が都道府県から市町村へ移譲されておりますが、ほとんどが市への移譲であり、町村へは4法律、29事務程度の移譲でございます。事務権限の差がここで拡大する可能性が出てきております。

この地方分権のあり方については、今までの行政としての取り組みに加えまして、昨年度より県と市町村の役割分担についての協議が始まり、地域に合った県と市町村のあり方についての議論を始めております。県と市町村の役割分担の現状といたしましては、個別法及び補助金、地方交付税等の財源措置によりそれぞれの事務分掌が定められており、それぞれの事務について改めて整理、分析する必要があります。

そんな中で、新たな役割分担に向けて、補完と自律による方向性についてご説明させていただきます。

1つ目といたしまして、職員数の削減や専門職不足への対応のために、市町村間の事務の共同処理を、小規模町村による共同処理や近隣町村を巻き込んだ市を中心とした共同処理や全県的な共同処理など、県が調整役になり市町村間の効率化を図る、いわゆる

水平補完というのを検討しております。

2つ目といたしまして、小規模町村の行政サービスの維持のため、町村が実施すべき事務を県が支援する奈良県独自の逆権限移譲の推進を図る、いわゆる垂直補完、こういうのにも取り組んでおります。

3つ目といたしましては、基礎的自治体優先の原則により、県から市町村への権限移譲、事務移譲推進を図ることを取り組んでおります。

以上の方向性のもとに、既に4月より荒井知事を初め、全市町村長参加のもと、奈良県市町村サミットが開催され、意見交換会を定期的の実施しており、市町村行財政改善検討会の中に20の作業部会がございまして、三宅町といたしましても、地域コミュニティ活動の再生検討部会や市町村国民健康保険のあり方検討部会など、8部会に参加させていただいております。

今後は、小規模町村への水平補完や垂直補完について積極的に協議に加わり、行政サービスの維持と財政的負担軽減に向けての努力をしてまいる予定でございます。

続きまして、集中改革プランの進捗フォローにつきましては森川副町長が、勤務評価制度につきましては中川総務課長がそれぞれご回答を申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） はい、副町長。

○副町長（森川道弘君） それでは、私のほうからは集中改革プランの進捗フォローについてということでご回答申し上げます。

平成20年度の集中改革プランの実施検証につきましては、今定例会に提出しております20年度の決算後に、18年度、19年度同様に行っていきたいというふうに考えております。それから、平成21年度につきましては、特に事務改善事業の見直しの中で業務マニュアルの策定に取り組んでおるところでございまして、これは各担当課、担当グループごとに業務のマニュアル化に向けまして、まず事務分掌表を作成し、さらに事務の流れを整理したいいわゆるマニュアル表の作成を行いまして、さらには年間スケジュールの点検を行いまして、業務の性質等を明確にするとともに、円滑な行政運営を目指しまして、人事異動等による事務の停滞の解消や能率的な事務の遂行及び質の確保を目的として作成しておるところでございます。今後、各課からの事務分掌表をもとに、すべての業務につきましてそのマニュアル化を作成してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） 総務課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、引き続きまして、私のほうから人事評価についてご説明申し上げます。

人事評価につきましては、平成18年11月から施行を行いまして、平成18年10月から平成19年10月を第1期といたしまして施行要領をもとに評価を行いました。続きまして、平成19年10月から平成20年10月を第2期として評価を行ったところであります。2期間を通じまして評価者に対し研修を行い、第2期に関しましては、さらに被評価者に対しても研修を行っております。評価の精度を高めるよう努めてまいりましたが、各課での評価のばらつきや評価段階の中位への集中等の要改善点がございました。本施行の実施にはまだ至っておりません。

2期間の要改善点を踏まえまして、職員から寄せられた意見と試行の状況等をかんがみまして、所要の見直しを行いまして、平成21年1月に勤務評価要領を改訂いたしました。

この改訂版による勤務評価につきましては、現在第3期（改定によりまして平成21年4月から平成22年3月）の期間を位置づけまして現在試行中ではありますが、試行に関しましては、評価結果が昇給、勤勉手当に反映しないとはいえ、本格施行と変わりがないと考えております。第3期の評価結果を検証いたしまして、その上で、改善を加えた上で早期の実施を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辰巳勝秀君） はい、坂東議員。

○4番（坂東 暉君） 集中改革プランについては県と連携を図りながら進捗の状況を見直しているということを含めてわかったんですが、三宅町としてもやっぱりやっぴいかんといかんことがあるのではないかなと、そんなことを思うわけです。いずれにしても、やっぱり今までの政治に住民はノーをつきつけましたので、私たちは変わっていかんといかん、私はそんなふうに思います。特に私たちも三宅町のある意味、まちづくりの改善をすすめていこうとすると少なくとも職員はやっぱり変わらないかんし、町長も推進体制をどんなふうにしていくんや、いろいろな課題がある。あるいはまた政・官等の癒着が地方で起こらんようなことを考えないといかん、いろんなことが課題があるろうかと思います。等々そんなことも含めてまたご回答をいただきたいと、こんなふうに思います。もし再回答があれば聞かせていただきます。

それから、集中改革プランについてでございますけれども、私は今、マニュアル化されそれをベースに、要はこの5年間の長期の課題を三宅町の最重点課題、少なくとも前

回申し上げましたように、ちょっと私の頭の中にはどんな格好で議論をされて、どんなことでベクトルあわせでをフォローされているのかという姿がどうも頭の中に浮かんでこないというか、心に響いてこない。響いてこないんです。そういう意味でいくと、集中改革プランが三宅町で非常に重要な課題やテーマであるということの相互の共通認識ができていないのかなと、ややもすると前任者がつくられた計画でございますけれども、やっぱり非常に重要な項目も網羅されていると思いますので、そこはやっぱり全員あげて活発にやれる体制をひとつ見える形にしていかなければならんと思う次第でございます。これも再回答があればお聞かせをいただきたいと思います。

また、勤務評価制度です。今、総務課長から御説明がございました。２期間の試行といたしますか、まあ、いろいろございますけれども、本格導入は、いつからやるんですか。人が働く中で評価というのは、やはり非常に大切なものであると私は思います。所詮、人が人を評価するという話ですからどこまでいっても納得できない。納得できる条件はできないと思う。しかし、だからといっていろいろ議論して行って、先伸ばしていくというのはいかなものかと思う。実行していくことは大切なんじゃないかと、そんなふうに私は思うのであります。一人の独断や権力によらなければ、他人の評価というのは、おのずとしっくりくると思います。既に一般企業ではやれている話でございますので、評価基準を明確にされまして、人を削減したとか、これは改善されましたという評価基準を決められてやられましたら。実施することが大事ではないでしょうか。そんな中でベクトルが合わせられ、るる実行されていくわけではないでしょうか。そんなふうに思います。

○議長（辰巳勝秀君） 町長。

○町長（志野孝光君） 坂東議員の再質問を受けさせていただきました。議員おっしゃられるとおり、やはり今回の選挙において国民が今までの政権に対してノーを突きつけたわけでございます。先ほど議員おっしゃられましたように、三宅町といたしましても、人材育成について、まちづくりについて、常に考えておりますが、それ以上にまたさらに身を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

それと、地方分権についてであります。今回の政権交代が行われ、私としては本当に権限に見合った財源が十分に各市町村に確保されるのであろうか。また、対応可能な事務事業が各自治体により異なってくるならば、対応不可能な部分については、果たして国はどんな施策を講じてくれるのかというような、三宅町のように小規模自治体とし

ては非常に不安を抱きながら、今後新政権の方針を受けまして、町としては対応を考えていきたいと考えております。

3点目の勤務評価の実施についてであります。先ほど中川課長からの回答にもございましたように、各課の評価のばらつきや評価段階の中位への集中等、本当に改善すべき点が多々ございます。これは現状でございまして、その点、私も本当に真摯に受けとめております。早期実施に向けて取り組んでまいりますので、その点ご理解いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君） 副町長。

○副町長（森川道弘君） それでは、集中改革の関係でございすけれども、大変貴重なご提案のほうを議員のほうからいただきまして、これから先ほど申しましたように20年度の集中改革プランについての、いわゆる取りまとめ作業となつてまいるわけでございますけれども、その中でまた議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

---

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（辰巳勝秀君） それでは、3番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

3番議員、廣瀬規矩次君。

○3番（廣瀬規矩次君） 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。伴堂出身の廣瀬でございます。

内容は、大和中央道と県道、これは結崎田原本線のことですが、それと町道1号線と三宅インターの接続についてであります。

若干ちょっと話がそれますが、京奈和自動車道の郡山ジャンクションというのが、平成25年に国交省並びに日本高速道路によってつけられるというふうに聞いております。そしてまた、側道につきましては、国交省はまだ発表していませんけれども、県会議員の先生方の自分の新聞の広報等によりますと、平成25年にこれを整備して供用開始をするというふうに聞いております。

話は戻りますが、いずれにしてもこの道路の整備については、三宅町の都市計画に策定されている事柄でありますけれども、今、京奈和自動車道はそうに進捗されている中で、道路の全体の整備の進捗状況がまだ見えてきません。奈良県では昨年12月に今後5カ年の道づくりという計画案が策定されました。その中で、大和中央道と県道、こ

れはいわゆる結崎田原本線ですが、これと三宅インターへの接続については、京奈和道へ接続するアクセス道路として都市計画、大和郡山、それから川西三宅線として、重点整備箇所にこの5カ年の計画の道づくりについても計上されて位置づけされております。

町道・県道・国道の区分はあっても、住民側から見ればこれはもう一体のものであります。そしてまた、これらについては三宅町単独では解決できない内容であります。都市計画については三宅町、それから川西、田原本、これらの市町村がどういう方向を向いて進められているのか、これは一心同体で調整されて事業化に向け速やかに検討されているのか、これらのことについてお尋ねをしたいと思いますし、また現在わかり得る範囲でその方向性をお答えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 3番、廣瀬議員のご質問に対しましては吉岡産業建設課長がご回答を申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） 吉岡課長。

○産業建設課長（吉岡秀元君） 廣瀬議員の一般質問にお答えいたします。

本町においても、昨年度より本年度にかけて都市計画の線引き、都市計画道路の見直しを行ってまいりましたが、県都市計画道路、大和郡山川西三宅線（県決定）の変更が必要となり、現在、県道路建設課で検討中であります。

また、県内の将来交通量推計が県が実施し、17年度以降25年間で2割近く減少すると見込まれております。それと及び長期未着手の都市計画道路についても全国的に問題になっております。

今後、川西三宅田原本線も変更が必要となってきます。3町で県と協議を行い決定してまいりたいと考えております。

なお、あくまでも最終決定は県都市計画審議会でありますことを申し上げておきます。

○議長（辰巳勝秀君） どうぞ、再質問。

○3番（廣瀬規矩次君） 今、吉岡課長から答弁していただきましたけれども、非常に抽象的で、余り回答としては理解しづらい内容ですけれども、三宅町の都市計画の中に中央道から2本の幹線を引いた青写真があるわけです。この都市計画図の道路整備がいつごろ策定されたのかちょっと私は定かではありませんけれども、京奈和自動車道の整備がこれは5カ年計画道づくりに計上されて、そしてそういう埋もれてきた状況の中で、

先ほど申し上げたように国道とかあるいは県道、それから町道、そういう区分があったとしても、住民から見たらこれはもう一体のものであり、そういう区分はありますけれども、利便性というのが一番の私は課題であろうと思います。そういうことから効率的、あるいは効果的な道路サービスの向上を目指していただきたいと、このように思います。

そのために国道事務所並びに県、あるいは近隣の町と意見交換を密にしてスピードアップのある対処をお願いするものであります。具体的に申し上げて、私が聞いた話では、中央道は今あそこで三差路になっていますが、あれを飛鳥川沿いにずっと宮前橋のほうへ持ってきて、県道につないで、そして町道1号線から三宅インターまで道路の拡幅を4車線ですか行ってインターに乗ると、こういう計画案を私はちょっと聞いていますけれども、宮前橋のその位置、方向づけが非常に問題であると、こういうふうに、これは川西町と協議をせんといかんのですけれども、その辺の込み入った話についてはまだ詰められてはおりませんか。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） はい、吉岡課長。

○産業建設課長（吉岡秀元君） 先ほども申し上げましたとおり、今、県の道路建設課で検討中でありますので、決まりましたら各市町村におろすということですので、議員さん方にご報告させていただきます。

（「それは、いつごろのタイミングなの」と呼ぶ者あり）

○産業建設課長（吉岡秀元君） それはちょっとわかりません。

○3番（廣瀬規矩次君） 以上、終わります。

○議長（辰巳勝秀君） 次に、7番議員の池本久隆君の一般質問でございますが、本人の欠席により、また本人の申し入れにより割愛いたします。

---

◇ 若 井 繁 孝 君

○議長（辰巳勝秀君） 次に、1番議員、若井繁孝君の一般質問を許します。

はい、若井議員。

○1番（若井繁孝君） 議長の許しを得て一般質問を行います。

野外活動の参加申し込みをする際、保護者が朝5時ごろから並んで申し込みをされているそうです。また、学童保育でも小学4年生から6年生の保護者も朝5時ごろから館の入り口付近で待機して申し込みをされていると聞いています。なぜ、このようになる

のですか。保護者にとっては大きな負担であり、ともに不安であります。

野外活動については、教育長にお聞きします。現状認識と、この改善策の有無、あればお聞かせください。

学童保育については、去る夏休み期間における説明会の席上で、保護者から「朝早くから並ばなくてもいいようにしてください」との質問があったそうです。職員の答弁は「検討しています」とのこと。どのように検討されているのか、その結果、次期申し込み時に反映されるのか、お聞かせください。

以上、質問を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 1 番、若井繁孝議員のご質問に対しまして、野外活動の件につきましては陰山教育委員会事務局長が、学童保育につきましては東浦健康福祉課長がそれぞれ回答をさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君） はい、陰山事務局長。

○教育委員会事務局長（陰山尚則君） それでは、野外活動の参加申し込みの件につきましては、私のほうからご回答させていただきます。

野外活動については、議員ご案内のように、子ども会やスポーツ少年団等の活動や学校における諸活動においてリーダーとなって活躍できる子供を育てる目的を持って、社会教育の側面から支援している事業であり、物見遊山の海水浴ではございません。

したがって、国立若狭湾少年自然の家で行う活動では、与えられた課題を達成するために指導員の説明を聞き、グループで話し合い、グループ全員で協力し合って作業を行うことを通して、楽しいことを自分たちのものとするよう取り計らい、この事業の目的に迫ろうとしています。

希望する子供たちすべての参加が許されれば早朝から並ぶということは避けられますが、施設の受け入れの状況、指導員の人数、仕事量の限界等々から、どうしても定員を設けざるを得ません。そこで、議員が問題とされる早朝から並ぶという日本のどこでも見られる状況が生まれ、友達同士で「朝何時に行く」の会話が生まれ、それを聞いた他の子供がその時刻よりも早く駆けつけるというエスカレートが起きているものと考えております。

事業の趣旨から言うと、自分が参加したいという願いを持てば、4時にでも5時にでも起きて申し込みに駆けつけるという頼もしさ、根性を持った子供の参加を大歓迎した

いところですが、変質者の問題や議員お尋ねのこともあり、初めての子供を優先的に受け付けるとか、受付時間を午前11時ぐらいにするというような検討をいたしたいと考えております。

最後になりますが、子供が野外に行ってもいいと親に相談したときに、行ってもいいけれど、申し込みも持っていくものの準備も全部自分でするならば行ってもいいというお答えをいただく保護者の姿勢を期待するとともに、啓発を行っていきたいということをお願いして、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 東浦課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） 続きまして、学童保育についてご回答させていただきます。

三宅町の学童保育につきましては、児童福祉法第6条の2の規定に基づくおおむね10歳未満の児童に、国の放課後児童クラブガイドライン等に基づきまして、小学校4年生以上の児童並びに障害児を加え実施いたしておるところでございます。

来年度の募集についても、児童福祉法にうたうところの対象児童につきましては、まず募集枠を確保の上、議員ご指摘の4年生以上の児童については、検討案の1つといたしましては、入所申し込み期間を設け、定員が超過した場合には抽選を行うということで、次期申し込みに反映すべく検討いたしております。

○議長（辰巳勝秀君） 若井議員。

○1番（若井繁孝君） 今、教育委員会とそれから福祉のほうで回答もらいましたけれども、まず教育委員会のほうで今聞くと、リーダーとかそういう形での参加ということをお願いしたんですけれども、ただ子供について「あんた行くか」とか、親があることで参加させたいというふうなことで、早く行かなければ申し込みできないんだ、先着順だというような誤認状態になっている。その部分をもう少し保護者の方に説明するとか、またそういう定員オーバーになるとすれば、予算の関係もあるんですけれども、やっぱり参加することはいいことだから、できるだけ申込者に対しては参加を受け入れるとか、またはオーバーするようなことであれば、期間の時間を決めて後日公開抽選をやって、それに参加するとか、公平性の部分で検討願いたいと思います。

もう一つ、学童保育の部分なんですけれども、国の補助基準とかそういう部分は承知しているんですけれども、保護者の方もそれは当然承知されているんです。だけど、今、

子育て支援とかそういう働く婦人というんですか、その確保のためにも、学童保育へ行かしながら自分の就労をやっていきたいということの大きな希望があって、現在でも待機されている。きょうの基準では、そういう補助基準の中で余れば4年生から6年生の間を受け入れると、それが取り合いになっているんです。基準でやっているんですけども、ここへきょうの単独事業という形で、施設の問題もあるんですけども、なるべく100%受け入れられるような体制を私は望みたいと思います。

ただ、もう一つ、これについて、今、福祉云々の話なんですけれども、三宅小学校からふれあいセンターまでの学童保育へ行くのに通学路を利用しています。それが職員が迎えに行ってるのか先生がお迎えしているのかちょっとわからないんですけども、今現在でも夏休み明けにその通学路が草が生えています。それはだれが管理しているか。日ごろ、教育委員会では防犯の方々がやっているんですけども、あのジャングルみたいなところを通って小学生が帰ってくるんですよ。学童保育やから教育委員会は関係ないという話ではなくて、これはやっぱり福祉の部分もあれば教育の部分もある。放課後児童の問題もあるから、できたら教育関係なり福祉が力を合わせて、これに取り組んでいただきたいと思います。再回答願います。

○議長（辰巳勝秀君） 陰山事務局長。

○教育委員会事務局長（陰山尚則君） 先ほども一部申し上げましたが、野外活動の本来の趣旨から、できましてそれぞれの子供に一部の参加は保証していきたいというふうに考えております。そういった趣旨から、どうしても定数というものは設けなくてはなりませんので、初回の参加を優先しながら、それを超える分については抽選とかという方法もこれから考えていきたいと思っています。

それから、通学路の部分でございますが、一部道路管理していただいている部分もございますし、通学路ということで私どものほうで所管している部分もございます。そういった部分で、一部シルバーへの発注でやって管理しておる部分もございますが、今回夏休み中にやりたいと思っておりましたが、ちょっとシルバーさんとの関係で一部休みを終えて新学期に入った中で再び入った部分がございまして、迷惑をかけた分があるかと思いますが、そういうことがもしあるようでしたら、またそれはお互い調整して対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君） 東浦課長。

○健康福祉課長（東浦一人君） 学童の支援につきましては、今日まで保護者への支援・

連携、また学校との連携、関係機関、地域の連携等を行いながらやってきたわけですが、今後も、若井議員指摘のありましたように、連携を密にしながら運営していきたいと思います。

定員につきましては、80名という現在定員がございますので、来年度の募集要項なりにその旨できる限り、働いておられる保護者の負担軽減になるような募集要項いう形で検討づくり、募集案づくりを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

---

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（辰巳勝秀君） 次に、5番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

5番議員、松田睦男君。

○5番（松田睦男君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、耕作放棄地対策についてお伺いしたいというふうに思います。

農地は国民の食料を供給するための基本的な生産要素であるとともに、農業者にとっても極めて重要な経営基盤であります。しかしながら、近年農業者の減少、高齢化の進行により耕作放棄地が増加し、その面積は38.6万ヘクタール、これは2005年農林業センサス調査となっています。

国際的な食料事情が不安定化する一方、今後も農地面積の減少が見込まれる中で、食糧の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが必要であります。また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、耕作放棄地を解消し、地域の農業振興を図ることが必要であります。

奈良県では放棄地対策として組織化を進めています。三宅町でも農業委員7名、JA、副町長、桜井土木事務所の4団体から成る放棄地対策協議会が発足しました。

しかしながら、耕作放棄地の現状はさまざまであり、まずは農業の状況を的確に把握することが重要であります。過日、三宅町の農業委員会では、三宅町耕作放棄地の現地調査を実施いたしました。平成21年1月13日現在、耕作放棄地は総計で2,429筆で160万8,929平米でした。田んぼでは1,809筆で139万8,205平米、畑では621筆で21万724平米となっております。

三宅町として、この耕作放棄地を今後どのような方向で解消されるのか、何か具体案

ができているのでしょうか。

次に、町長は「チェンジ新しい一步を！」の中で、食育の推進、地場産業の復興、農業生産品の地元消費（地産地消）への取り組みをマニフェストの中で取り上げられています。物づくりの団体が7月よりJA前で朝市を始めています。これは、町長の言われる地産地消の産声が上がったことではないかと思われ、今後、町としても協力して盛り上げていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2点目につきましては、石見駅前再開発についてでございます。

私が議員1期目早々、議会の一般質問で、私は石見駅前における子供たちの通学路の危険性を取り上げ、安全性確保の必要性を当時の森田町長に強く訴えました。前向きな回答を得ることができずに今日に至っております。

昨年7月発行されました「志野たかみつ後援会だより第2号」では、石見駅前の危険性と交通弱者に対する安全性確保について掲載されており、さきに示しました私の一般質問の内容と趣旨を同一にしています。

石見駅前の危険性と交通弱者に対する安全性確保について、町長の認識をお聞かせください。また、安全性確保についての具体的提案があればお示しいただきたいというふうに思います。

また、石見駅前の危険性を抜本的に解決し、本町のさらなる発展を図るため、石見駅前再開発プロジェクトを立ち上げてはどうかと思います。石見駅前の再開発用地を確保する方策として、職業訓練校を旧志貴高校に移設し、訓練校敷地を石見駅前の立ち退きが必要な住宅の代替地とすることも可能ではないかというふうに思います。具体的な方法や問題点は詰めていく必要があると思いますが、町長、いかが思うのでしょうか。

3点目でございますが、防災倉庫の保管用品についてお伺いいたします。

三宅町において、防災倉庫が自治会別に設置され、住民に対しての防災意識の高揚の一助になっていると思います。

防災倉庫について、行政は今どのような設置基準があるのか、また運用マニュアルは整備されているか、お示し願いたいというふうに思います。

また、7月27日、石見地区では27名で保管状況を点検し、8月9日に各自が感じたことを話し合う場を持ちました。その結果、幾つかの問題点が浮き彫りになりました。以下、個々の疑問点について回答を求めたいと思います。

①発電機の取り扱いについて、だれでも取り扱えるようなマニュアルをつくり、

訓練を実施する必要があると思われますが、いかがでしょうか。石見地区におきましては、さきの夏祭りに試運転を行い、参加者にその機械の取り扱い等の実施を行ったところでございます。

②また、ガソリン携帯缶が2缶ありますが、これは燃料は入っておらず、災害発生後に燃料を買いに走る状態と思われ、問題があります。燃料確保の方法について、どのようにお考えになるでしょうか。

③また、レーザーブレードが2台、これはコンクリート切断用に設置されてありますが、この必要性をお伺いしたいというふうに思います。

④また、ポリタンク5缶については、飲料水用だと思いますが、災害時にどのように水を確保し使用するのか、考え方があれば示されたい。

⑤また、石見地区の防災倉庫は、L P ガスの集合設置場所の隣に設置されています。大規模地震が発生した際にはガス漏れ、危険な場所となる可能性があります。行政がこの場を設置場所とした理由を示されたい。地域住民は非常に不満を抱えております。

⑥また、石見地区では避難場所として職業訓練校が指定されています。この職業訓練校の体育館につきましては、昭和57年以降の建物で耐久性には問題ないことが調査の結果わかりました。石見地区の防災関係者にはその理解活動を進めてまいっておるところでございます。

以上、3点を質問させていただきました。また、回答におきましては自席から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 5番、松田睦男議員の耕作放棄地対策についてのご質問に対して、まず1つ目の三宅町として耕作放棄地を今後どのような方向で解消していかれるのか、何か具体案があればお聞かせ願いたいとのご質問でございますが、本年3月16日、耕作放棄地再生利用推進事業に基づきまして、三宅町耕作放棄地対策協議会が設立されております。

その後、農地法等の一部を改正する法律が6月24日に公布されまして、名称も耕作放棄地再生利用緊急対策と変わりまして、一部内容の変更も生じていることにより、協議会では現在それらに伴う予算事業計画等の策定を行っていると考えております。

町といたしましては、対策要件の中に「地方公共団体は、耕作放棄地対策の推進に当

たり適切な役割を果たすほか、耕作放棄地対策協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うものとする」とございますので、三宅町耕作放棄地対策協議会の事業計画に対してできる限りの協力支援を行ってまいりたいと思っております。

なお、松田議員のご質問の要旨の中に「農業委員7名、ＪＡ、副町長、桜井土木事務所の4団体から成る放棄地対策協議会」とございますが、桜井土木事務所ではなく、中部農林振興事務所でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

そして、もう1点「耕作放棄地は総計2,429筆で160万8,929平方メートルでした。田は1,808筆で139万8,205平方メートル、畑は621筆で21万724平方メートルとなっております」とご質問いただいておりますが、平成21年3月末時点で、耕作放棄地の総計は151筆、9万5,075平方メートル、うち田104筆、7万6,085平方メートル、畑47筆、1万8,990平方メートルとなっております、町全体の5.9%が耕作放棄地になっております。議員のご質問いただいた数字につきましては、調査時点における三宅町全域の現況農地面積であることをあわせてご理解願いたいと思います。

続きまして、2つ目のご質問にございますＪＡならけん三宅支店前でのみやけまちづくりの会が行われております朝市につきましては、三宅町教育委員会が平成19年度三宅町社会教育委員会議に「学校、家庭及び地域住民等の互助の連携協力を図る施策」を諮問した結果、みやけまちづくりの会として発足され、本年の活動の一つとして朝市を検討され、ＪＡならけんと協議をされました結果、ＪＡならけんは町との土地の貸借契約を希望されまして、みやけまちづくりの会の設立経過を考慮いたしまして、町とみやけまちづくりの会との間で、農産物直売所、朝市管理運営業務を委託することにより実施されているものであります。この会の趣旨からいたしまして、今後、この会はますます発展されますことを町としては期待いたしまして、回答とさせていただきます。

続きまして、2番の石見駅前再開発についてのご回答でございますが、1つ目といたしまして、以前の松田議員のご質問を拝見いたしまして、その認識については私も近いものがございます。ただ、安全性確保につきましては、現在町道2号線、三宅郵便局前より東に向きまして約100メートルの間の道路整備計画に基づき整備をしてまいりたいと、このように考えております。

2つ目といたしましての回答は、議員もご承知のとおり、旧志貴高校跡地には県のサッカーグラウンドが来年春竣工予定として計画されております。町といたしましては、本年度より平成22年度までの2年間で、三宅町第3次基本構想及び三宅町都市計画マス

タープランを作成いたしますので、その中で十分に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の防災倉庫の保管用品につきましては、中川総務課長のほうからご回答をさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君） はい、中川課長。

○総務課長（中川 章君） 引き続きまして、防災倉庫の保管用品につきましてご回答を申し上げます。

危機管理の観点から災害の発生時期の予測は不可能であります。いつ起こるかわからない災害に対応するため、自治会単位での自主防災会の結成を待って、防災倉庫を設置するのではいかに行政面積が小さい三宅町といえども、災害時に迅速に対応することができないことが懸念されることから、まず役場施設等を利用した倉庫設置を行った後、さらに細部にわたりまして自治会を単位とした自主防災倉庫が設置できるよう、厳しい財政状況の中、自主防災組織に対して物的、人的援助を行ってきたのは、議員を初め自治会長を含めた周知の事実であります。したがって、三宅町を網羅できるよう配置していくのが当然の基準であると理解しております。また、防災倉庫そのものにつきましては、運用マニュアルは必要ないと考えております。

続きまして、2番目の1点目ですけれども、発電機の取り扱いですけれども、機器の取り扱いにつきましては、まず説明書で確認をしていただきたい。これは自主防災組織と連携を図っていただきたいと考えております。

2点目の燃料のガソリンの問題ですけれども、燃料の確保や管理につきましては、これは自主防災会に維持管理をお願いしていることから、各自でお願いしたい。

3点目のレーザーブレードの必要性につきましては、これは倒壊した家屋からの人命救助等に必要と考えております。

4番目のポリタンクの関係ですけれども、給水活動につきましては、上下水道課と連携をして計画をしております。

続きまして、5番目の石見地区の防災倉庫の設置場所ですけれども、この設置場所につきましては、石見自治会自主防災会の指示で場所を決定いたしました。

6番目の先ほど松田議員からご報告いただきました職業訓練校の避難場所ですけれども、これは体育館の耐震の問題だと思うんですけれども、先ほど松田議員が調査していただいて、耐震には対応できるということですので、引き続きまた議員のほうか

らも地元への啓発をお願いしたいというように考えております。

最後に、今回議員お尋ねの防災倉庫の運用につきましては、自主防災組織の設置されている地区は、設置当時の取り決めでは地元の自主防災組織で運用をしていただくこととなっておりますので、今回同様の質問につきましては、地元の自主防災組織でお尋ねいただきたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 松田議員。

○5番（松田睦男君） 1点目の耕作放棄地対策のところで桜井土木事務所というふうに記載しましたが、これは過日、農業委員会の中で確認したところ、私のほうにそういうお答えしたんで、そういうふうに記載させていただきましたが、町長言われるように訂正してまいりたいというふうに思います。

それと、三宅町の耕作放棄地の現地調査を実施しました。これは、担当課から私にいただいた資料をそのままここへ掲載したもので、町長の言われたこととかなり面積等が変わってきていますので、これはまた私、後で担当課のほうとよく調整してまいりたい。これは担当課に行って、そして担当課からもらった資料で掲載したものであるということだけは述べさせていただきます。

それと、駅前開発についてですが、これについては町長も熱心にお考えを前向きに進めていってもらうというふうに、今のところ町長が思っておられることも私は承知しております。今後とも、選挙の結果がどうであれ、前向きに進めていただきたいというふうに思います。

また、防災倉庫の保管用品につきましては、運用についてはマニュアル化の必要がないというような答弁でございましたが、本当にそうなのでしょうか。また、石見地区で新しい自治会長が選出されて、そして防災委員というものを立ち上げて、その中でみんな集まって意見を集約したのが今のこのような状態でございました。すべて各防災のほうにお任せしているのでそこで対応してくれというのは、ちょっといかなものかなというふうに思います。これにつきましては、また地元に戻りまして防災の方々と話を詰めて、そしてまた善処してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 以上で一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） 本日はこれをもって散会といたします。

次回は、9月8日午前10時より会議を開きます。本日はどうもご苦労さまでした。

（午前11時46分）

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成21年9月8日火曜日午前10時00分再開

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 若井 繁 孝  | 馬 場 武 信 | 廣 瀬 規矩次 |
| 坂 東 暹   | 松 田 睦 男 | 池 田 年 夫 |
| 辰 巳 勝 秀 | 梅 本 勝 久 |         |

欠席議員数（2名）

|         |         |
|---------|---------|
| 池 本 久 隆 | 若 井 秀 友 |
|---------|---------|

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 志 野 孝 光       | 副 町 長 森 川 道 弘     |
| 教 育 長 岩 井 利 祐     | 総 務 課 長 中 川 章     |
| 健康福祉課長 東 浦 一 人    | 町民生活課長 西 岡 康 次    |
| 産業建設課長 吉 岡 秀 元    | 教育委員会事務局長 陰 山 尚 則 |
| 上下水道課長 松 本 幹 彦    | 幼 児 園 園 長 森 本 雅 子 |
| 会 計 管 理 者 向 井 理 則 |                   |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 議 会 事 務 局 小 石 淳 一 |                |
| モニター室係 岡 本 豊 彦    | モニター室係 森 本 典 秀 |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 4 番 議 員 坂 東 暹 | 5 番 議 員 松 田 睦 男 |
|---------------|-----------------|

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成21年9月 8日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

- |      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号から認定第7号までの7議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第30号から議案第38号までの9議案に対する質疑、各委員会付託について |

---

◎再開の宣告

○議長（辰巳勝秀君） 三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には公私ご多忙の中ご出席賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

初めに、7番議員、池本久隆君、10番議員、若井秀友君より本日の欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎認定第1号～認定第7号の委員会付託

○議長（辰巳勝秀君） 日程第1、認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第7号 平成20年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの7件は、既に三宅町決算審査特別委員会に付託しており、委員は私をオブザーバーとして全員でございますので、総括質疑は割愛させていただきます。

---

◎議案第30号～議案第38号の総括質疑

○議長（辰巳勝秀君） 日程第2、議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算についてから議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定までの9件を一括議題として、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

6番議員、池田年夫君の総括質疑を許します。

○6番（池田年夫君） 一般会計の補正予算ですけれども、10ページに総務補助金があるんですけれども、この中に地域活性化・経済対策臨時交付金9,778万円となっています。この交付金、総務教育建設上水道事業で予算化されていますが、具体的に説明してください。

そして、11ページに県補助金で、まほろばふるさと事業補助金として97万円が計上されていますけれども、どのような事業を行うのか具体的に説明してください。

そして、同じく11ページに農地有効利用支援整備事業補助金として545万円が計上されていますが、どのような事業を行うのか説明してください。

条例関係ですけれども、基本構想審議会条例ですが、第3条で委員について20名以内とし、議員、一般住民、学識経験者、そのほか町長が必要と認める者となっています。委員については各団体の長を予定されていると聞いていますが、住民からの公募は行わないのですか。

続いて、4条で委員の任期は審議が終了するまでとなっています。議会の場合、毎年交代という紳士協定もあります。この点についてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいま池田議員からご質問の出ました、まず13ページの地域活性化・経済対策臨時交付金の具体的な内容の説明ということで、この交付金につきましては、地域活性化・経済対策交付金の9,778万円の増額補正につきましては、昨年度に実施されました地域活性化緊急安心実現総合交付金並びに生活対策臨時交付金とほぼ同様で、ともに地域の活性化を目標とした交付金であります。

議員が質問されている内容は既に各常任委員会に付託されております。議員が所属されておる委員会にも付託されておる予算であります。委員会付託に関しましては、議案審議をする場合はその議案に対して総括的な質問を行うものであり、詳細な個別質疑は委員会で行っていただくのは本来の姿であることから、今回は交付金の趣旨は先ほど申し上げておまして、議員の所属委員会以外の具体的な内容は委員会の傍聴並びに会議録で確認していただきたいと思えます。

よって、本会議での具体的な説明は差し控えさせていただきたいと思えます。

続きまして、11ページのまほろばふるさとづくり事業補助金として97万円の計上はどのような事業を行うのか、具体的な説明をしてくださいということですが、これにつきましては平城遷都1300年祭を迎え、奈良への訪問客を温かくおもてなしをすることを目的に、美しい地域づくりを支援する目的で、県が緊急雇用創出事業臨時特例基金を原資に実施される事業であります。

続きまして、条例関係ですけれども、基本構想の審議会条例の第3条で委員について

は20名となっておりますが、住民からの公募は行わないのですかというお尋ねですが、審議会委員につきましては議会や自治会を初め、商工、農業、教育、子供会など、各種団体の代表者の委員の選出と合わせて3名程度の住民からの公募を行いまして、審議会に委員として入っていただきたいと考えております。

また、三宅町づくりの会、三宅町歴史遺産を守る会の代表の方にも参加していただくことを考えております。

続きまして、4条で委員の任期は審議が終了するまでとなっております、議会の場合、毎年交代という紳士協定の話をどのように考えているかというご質問ですが、これは平成21年度と平成22年度と2年にまたがって今回基本構想を策定する予定であります。

その辺のことを考慮しました結果、内容等が多岐にわたることから、すべての委員の方に審議終了まで委員としてお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 吉岡課長。

○産業建設課長（吉岡秀元君） 池田議員の質問に対して回答申し上げます。

3番目のページ13、農地有効利用支援整備事業補助金として545万円計上されておりますが、どのような利用を行うか説明してくださいとのご質問ですが、農地有効利用支援整備事業とは、営農体系の変更、定着に向けて、必要なる農地の排水条件や用排水施設の変更または施設の管理の省力化のための対策など、簡易な基盤整備等について支援されるものであります。事業実施年度は平成21年度より3カ年、各大字耕地組合等により、今年度三宅町に要望がありました事業実施要件に当てはまりましたものです。今年度の事業としては、伴堂、石見、但馬地区の水門の設置修繕、排水ポンプの改善、農業用水路及び道路の改良等が対象となっております。

なお、545万4,000円の需用費の2分の1に該当するもので、奈良県土地改良事業団体連合会より補助金として歳入されたものです。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 地域活性化・経済対策臨時交付金について、今、課長のほうから説明があったんですが、具体的に福祉文教に係るものについては福祉文教委員会で説明されたものですが、総務とか、建設とか、上水道については、僕自身が委

員会に入っていないという関係もあって全然説明を聞くこともできないという状況なのに、今の総務課長の説明ではそういう説明は要らないというような答弁ですので、これについては議会そのものを無視するような答弁だと思うんです。やはり総括質問として委員会に入っていない部分については、丁寧に答弁するべきではないかというふうに思うんですよ。そうしたら、もう一回説明してください。

○議長（辰巳勝秀君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） 先ほども申し上げましたように、あくまでも総括質疑ですので、委員会、本町の場合は委員会制を導入しておりますので、やはり詳細の質疑、審議につきましては委員会でしていただくのが本来の姿であるということで、議会を決して軽視しているというようなことではございません。

○議長（辰巳勝秀君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） 僕自身が総務委員会に入っているんだったら、総務の内容についてはそこで聞きますよ。だけど入っていないから説明してくださいというふうに言っているんですよ。それを総括質問でしているという内容やから、当然それについては答弁すべき義務があると思うんですよ。

○議長（辰巳勝秀君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） 今おっしゃっているように、総括質疑、当時議会のほうで取り決めされた内容も存じております。その総括質疑は委員会がないときは、もちろん委員会に所属していない部分の質疑をするというような取り決めもございました。その中であくまでも6月、12月の場合ですと委員会はございませんので、総括質疑じゃなしに本会議のほうで質疑をしていただいているというような現状がありますけれども、この3月、9月におきましてはあくまでもやはり常任委員会のほうが優先となりますので、ここで池田議員からもご質問のように町のほうから説明をさせていただいて、そこで質疑を受けるというような形になりますと、逆に委員会軽視になるのではないかというようなこととなりますので、このような今回詳細につきましては、過去の経緯から見ますと、池田議員は所属されていない委員会にもすべて傍聴に入られていますし、そういうことからして、委員会のほうで集中審議をしていただいて、ここで総括質疑という押さえ方でいきますと、詳細の説明はここでは本会議の場では、町長も開会の日に提出議案の概要説明をされておりますので、個別の説明につきましても、ここで説明させていただくことについては差し控えさせていただきたいと。

当然、所属されていない委員会についても同じような質問が、池田議員が所属されていない他の委員会で同じような質問が出てくるのではないかとということも想定されますので、私のほうはそういうような観点からいきますと、今回詳細の説明につきましては割愛させていただくという回答をさせていただいております。

○議長（辰巳勝秀君） 後ほどまた議論して。

○6番（池田年夫君） 全然僕の質問に答えてないもの。

（発言する者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 後ほどまたそれで議論してもらう。

（「おかしいや、そんなの」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 以上で総括質疑を終わります。

後ほど議論してもらいます。もう再々の質問になってくるから。

（「いや、関連です。今、池田議員が質問しておるのに、あくまでも議員が傍聴もできるんだからではね、傍聴者は質問も何も質問できません、ただ聞くだけじゃないですか。委員会に入っていない者は、なぜここでそれをせん、何で答えないんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 後で議論しますと言ってるやん。

次、いきます。

以上で総括質疑を終わります。

したがって、質疑は終結します。

---

#### ◎議案第30号～議案第38号の委員会付託

○議長（辰巳勝秀君） お諮りします。

議案9件は各常任委員会へ付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案9件は各常任委員会に付託することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。なお、9日より14日までの各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月15日午前10時より再開しまして、各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることとします。

---

◎散会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） 本日はこれにて散会します。どうもありがとうございました。

（午前10時14分）

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成21年9月15日火曜日午前10時00分再開

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 若井 繁 孝  | 馬 場 武 信 | 廣 瀬 規矩次 |
| 坂 東 暹   | 松 田 睦 男 | 池 田 年 夫 |
| 辰 巳 勝 秀 | 梅 本 勝 久 | 若 井 秀 友 |

欠席議員数（1名）

池 本 久 隆

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 町 長       | 志 野 孝 光 | 副 町 長     | 森 川 道 弘 |
| 教 育 長     | 岩 井 利 祐 | 総 務 課 長   | 中 川 章   |
| 健康福祉課長    | 東 浦 一 人 | 町民生活課長    | 西 岡 康 次 |
| 産業建設課長    | 吉 岡 秀 元 | 教育委員会事務局長 | 陰 山 尚 則 |
| 上下水道課長    | 松 本 幹 彦 | 幼 児 園 園 長 | 森 本 雅 子 |
| 会 計 管 理 者 | 向 井 理 則 |           |         |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 石 淳 一 |        |         |
| モニター室係 | 岡 本 豊 彦 | モニター室係 | 森 本 典 秀 |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|         |       |         |         |
|---------|-------|---------|---------|
| 4 番 議 員 | 坂 東 暹 | 5 番 議 員 | 松 田 睦 男 |
|---------|-------|---------|---------|

平成21年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成21年9月15日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

1. 決算審査特別委員会委員長報告
2. 総務建設委員会委員長報告
3. 福祉文教委員会委員長報告

---

◎再開の宣告

○議長（辰巳勝秀君） おはようございます。

平成21年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

初めに、7番議員、池本久隆君より病気により本日の欠席届が届いていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） 日程第1、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る9月4日及び8日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月9日と10日に開催されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、馬場武信君、どうぞ。

○決算審査特別委員長（馬場武信君） 決算審査特別委員会を報告。

去る9月4日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、当委員会に審査付託を受けました平成20年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法に沿って適正にかつ効率的に行われたか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどを視点に置き、去る9日、10日の2日間にわたり委員会を開催し、委員出席のもと慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、平成20年度三宅町一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額の30億3,018万4,026円で、歳出決算額は29億2,185万5,510円、歳入歳出差引額は1億832万8,516円となり、次

年度への地域活性化生活対策事業、保育所、幼稚園の保育室耐震診断業務、三宅小学校耐震改修工事等に係る一般財源分である繰越明許繰越金510万2,000円と純繰越金1億322万6,516円が繰り越しされました。

歳入における主な収入を申しますと、町税の徴収率は92.2%で6億9,766万5,435円となり、歳入決算額の23%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では1億944万7,000円で、歳入決算額の3.6%になっております。

地方交付税は15億62万4,000円、歳入決算額の49.5%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼稚園授業料並びに各施設使用料等を含め1億1,524万5,193円で歳入決算額の3.8%となっております。

国・県支出金では、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金、安全・安心な学校づくり交付金、福祉医療等補助金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金を合わせて2億5,614万2,908円となり、歳入決算額の8.5%になっております。

財産収入では、事業残地売却収入、各基金利子を含めて734万8,444円となり、歳入決算額の0.2%になっております。

寄附金では、ふるさと三宅まちづくりの応援寄附金の3万円となっております。

繰入金では、公債償還基金等の繰入金で2,744万3,000円となり、歳入決算額の0.9%になっております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金で1,355万2,842円となり、歳入決算額の0.4%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利金返戻金、職員駐車場収入等を合わせ、5,568万5,204円となり、歳入決算額の1.8%となっております。

町債では、臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債、公的資金借換債を合わせて2億4,700万円となり、歳入決算額の8.2%となっております。

歳出においては、予算額に対する執行率は82%となり、執行された中でも主な支出を申し上げますと、会計全体の人件費で8億2,395万3,000円となり、歳入決算額の27.2%になっております。

補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シル

バー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で3億2,383万6,000円となり、歳入決算額の10.7%になります。

公債費は、介護施設に係る公債費分を除き、町債借入金の元利償還額を合わせて5億2,781万5,000円となり、歳入決算額の17.4%になっております。

繰出金は、各会計への繰出金として4億3,638万8,000円となり、歳入決算額の14.4%になっております。

また、投資的経費については2億1,632万円となり、歳入決算額の7.1%になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず財産売り払いについて、歳出では人権団体助成金、定額給付金について、また農地費における所有権移転料について、さらに幼稚園費における需用費の不用額について、また次世代育成支援行動計画ニーズ調査委託料について、さらに健康づくり推進事業委託料、またコミュニティ助成事業和太鼓について、文化ホールの維持管理費について、さらに地域人権学習リーダー育成事業委託料について、人権教育団体活動負担金についての質疑を行いました。

各委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要請し、一般会計決算については賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成20年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額は8億1,195万4,086円に対して、歳出決算額は7億8,152万2,609円で、歳入歳出差引額は3,043万1,577円の残額となり、平成21年度へ繰り越されている決算内容であり、徴収について質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案の承認をいただきました。

次に、平成20年度三宅町老人保健特別会計決算については、歳入決算額8,925万1,211円に対し、歳出決算額は8,908万2,019円で、歳入歳出差引額は16万9,192円の残額となり、平成21年度へ繰り越されている決算内容であり、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認されました。

平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額は7,118万3,212円に対し、歳出決算額は6,997万3,612円で、歳入歳出差引額は120万9,600円の残額となり、平成21年度へ繰り越されている決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

平成20年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は5億991万9,703円

に対して、歳出決算額は4億6,057万5,721円で、歳入歳出差引額は4,934万3,982円の残額となり、質疑として、食の自立支援事業委託料について、積立基金についてを行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成20年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入歳出決算額同額の8億3,981万3,579円の決算内容であり、実質収支額ではゼロ円となっております。質疑として、下水道事業債について、流域下水道建設負担金について、使用料の収入未済額についてを行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成20年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額1億7,335万3,422円に対して、支出決算額は1億6,705万3,784円で、収支差引額は629万9,638円となっております。また、資本的収支における収入決算額は442万5,750円で、支出決算額は2,129万5,974円で、収支差引額は1,687万224円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から1,687万224円が補てんされており、質疑として、送水ポンプについて、流水水量率についてを行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成20年度各会計決算の審議経過並びに結果であり、いずれも原案のとおり全員賛成、または賛成多数により承認いただきました。

以上でご報告を終わります。各委員におかれましては何とぞよろしくご賛同いただくことをお願いし、委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（辰巳勝秀君） 続いて、9月11日午前9時より開催されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員長、松田睦男君。

○総務建設委員長（松田睦男君） 総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る9月5日、第3回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、11日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、歳入では、款8 地方特別交付金51万円の増額並びに特別交付金7万5,000円の増額、交付金に関連する歳入として、款9 地方交付税において普通交付税568万4,000円の減額が図られております。款11負担金及び分担金において、産業経済負担金として受益者負担金109万9,000円の増額、款13国庫支出金において、地域活性化・経済危機対策臨時交付金9,778万4,000円の増額、款14県支出金では、総務補助金としてまほろばふるさとづくり事業補助金97

万4,000円の増額補正が行われております。

款17繰入金では、償還基金繰入金5,000万円の減額が行われ、款18繰越金では前年度歳計剰余金繰越金9,285万3,000円の増額、款19雑入では、農地有効利用支援整備事業補助金545万4,000円の増額補正が行われ、款20町債の臨時財政対策債2,707万円の増額補正が行われております。

次に、歳出における人件費について、職員の退職並びに人事異動等による人件費の予算調整を行っており、総務費で844万8,000円の増額、民生費、土木費、教育費で849万8,000円の減額、人件費全体で5万円の減額となっています。

次に、総務費では、目4企画費、報償費は平城遷都1300年祭事業に伴う活動に今回負担金が必要となりましたので、27万円の予算の組み替えによる減額補正を行い、委託料ではまほろばふるさとづくり事業として97万4,000円の増額補正を行っております。

また、需用費から繰出金までの予算は、国の地域活性化・経済危機対策事業を活用することにより、防災行政無線デジタル化更新事業、低公害車公用車の購入等ほか会計で実施の地域の活性化・経済危機対策事業繰出金等に係る予算の中、総務建設委員会に係る9,133万円の増額を行っております。

次に、項2徴税費では、町内法人2社から減収の確定申告が提出されたことにより、20年度の法人予定納入に対して508万7,000円の還付金が生じたことと、過年度分の長期譲渡所得の減額確定申告並びに予想を上回る医療費控除等の確定申告がなされたことにより、556万7,000円の増額補正が行われ、項4選挙費で国民投票システム改修費用として91万8,000円の増額が行われております。

款8土木費で、公共下水道特別会計への繰出金1,449万6,000円の増額補正が行われております。

款9の消防費では、防災無線定期検査受検費用として14万2,000円の増額を行い、予備費では財源の調整を行うべく276万9,000円の増額が行われております。

以上、一般会計第1回補正予算中、本委員会の所管に係る予算については、款8土木費公共下水道特別会計への繰出金としての質疑を初めとし、今後の財源見通し等を含め、各科目別に十分に審議を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

議案第34号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算の3,257万円の増額については、主に施設保守点検に伴う調査のための事業関係委託料の増額補正であり、事業関連委託料についての質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

た。

次に、議案第35号 三宅町水道事業会計第1回補正予算についての816万8,000円の増額については、主に耐震調査のための委託料の増額補正であり、この耐震調査委託料についての質疑を行い、賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第36号 三宅町基本構想審議会条例の制定については、平成23年度を初年度とする町第3次基本構想の策定に当たり、その内容に関する調査及び審議を行うための審議会を設置するための条例の提出であり、組織のあり方やハード事業にとどまらず、総合的な計画の策定等を要請し、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上。

○議長（辰巳勝秀君） 続いて、9月11日午後1時30分より開催されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員長、梅本勝久君、どうぞ。

○福祉文教委員長（梅本勝久君） 福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る9月8日第3回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、11日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてをご報告いたします。

議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、歳入では、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金では民生補助金で、老人福祉補助金は地域介護・福祉空間整備等交付金500万4,000円の増額、教育補助金で小学校補助金55万6,000円の増額、学校情報通信技術整備事業補助金1,803万1,000円の増額、安全・安心な交付金250万円の増額により、2,108万7,000円の増額補正が行われております。項3 国庫委託金では、児童福祉委託金の子育て応援特別手当交付金など601万4,000円の増額補正が行われております。

款14 県支出金では、補助金の額確定により、保健衛生負担金は女性特有のがん検診推進事業に係る負担金178万6,000円の増額補正が行われております。

次に、歳出では、款2 総務費、目4 企画費における地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、新型インフルエンザ対策事業などに係る歳出中、福祉文教関連に係る歳出5,950万円の増額補正が行われております。

款3 民生費については、老人福祉費で職員の産休に伴う専門職員の配置のため、人材

派遣委託料193万6,000円の増額並びに国の地域介護・福祉空間整備等交付金事業に係り、既存小規模福祉施設スプリンクラー整備費として、歳入の地域介護・福祉空間整備等交付金と同額の500万4,000円が増額されております。次に児童福祉費では、国の平成21年度の補正予算に基づき、子育て応援特別関係経費として601万4,000円の増額補正をされております。

款4衛生費においては、保健衛生総務費で国の補正予算に呼応し、女性特有のがん検診の受診率の向上を図る事業実施のため、賃金委託料を合わせ223万3,000円の増額補正が行われております。

款10教育費では、項2小学校費、目1学校管理費、節12役務費では、ポリ塩化ビニール廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法に基づく運搬費並びに処分費57万3,000円を、節18備品購入費では、新学習指導要領の全面的な実施に伴う理科の授業時間の増加とともに指導内容の充実が図られたことから、111万3,000円の増額補正が行われており、項5社会教育費、目2公民館運営費、節19負担金補助及び交付金では、小柳公民館における雨漏り補修のために公民館分館運営補助金交付要綱に基づき補助を予定し、18万5,000円の増額補正をされております。

以上、一般会計第1回補正予算中、本委員会の所管に係る予算については、地域介護・福祉空間整備等交付金について、地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、幼稚園における臨時職員の賃金、備品購入について、公民館運営補助金についてを初めとし、各科目別に十分に審議を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第31号 平成21年度国民健康保険特別会計第1回補正予算案の3,319万8,000円の増額については、出産一時金の改正、退職被保険者等高額医療費の増額、前年度事業確定に伴う増額補正であり、国保基金積立金について審議を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第32号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の120万8,000円については、三宅町後期高齢者医療広域連合会納付金の増額について増額補正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第33号 平成21年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算4,972万8,000円については、前年度繰越金の確定等により増額補正が行われており、委託介護サービス給付金について、予備費の充当について審議を行い、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産一時金35万円から39万円への額の変更であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、保険料に係る延滞金の利率改正であり、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 質疑なしとのお声がありましたので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

はい、池田議員。

○6番（池田年夫君） ただいま決算特別委員会、総務建設委員会、福祉文教委員会の各委員長からそれぞれ報告がありました。認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算についてから、議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定までの16議案について、反対議案5件、賛成議案11件の討論を行います。

平成20年度三宅町の一般会計決算を見ますと、7回の補正を行い、最終予算は35億6,465万円、予算に対して決算額は歳入で30億3,018万円、歳出は29億2,185万円となり、差し引き1億832万円が余ったことになります。

平成20年度は、平成19年度からごみの有料化に伴いごみ袋が有料化され、単純計算でも指定ごみ売払手数料の収入1,164万円に対して、歳出は指定袋の製作費754万円、取扱手数料113万円を差し引けば、297万円を住民が新たに負担したことになります。歳入の収入未済額も町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債合わせて5億5,851万円、そのほか中央公民館などの文化団体の補助金の策定が行われた中で余剰金1億円を生み出したということになります。

4月に町長選挙が行われ、志野町長が誕生しましたが、前町長の予算を見直しもせずにそのまま遂行してきたことになります。人権施策関係についてもしかりであります。性質別での歳出を見てみますと、人件費で昨年より5,077万円減、公債費で784万円減、普通建設費で4,375万円の増、物件費で5,708万円の減、全体で昨年より1億1,575万円の歳出減となっております。指数で見ますと、人件費等の削減で経常収支比率は昨年度の105%から102.6%改善され、公債費負担比率、いわゆる元利償還金に充当された歳入一般財源総額に対する割合が、19年度の19.1%から21.0%と高くなり、起債制限比率も15.8%から11.4%に下がっていますが、歳出を削減し、借金清算に充てられたということであります。

今、住民が求めているのは、政府の地方税更正のもとで行財政改革委員会からの中間答申があったとは言え、地方自治体としてやるべきことは、いかに住民の生活と生命を守るかであります。決算委員会でも指摘された人権団体への助成金、法的根拠のない人権教育団体活動助成金等の思い切った削減等の見直しが必要であります。

よって、平成20年度一般会計決算については反対であります。

次に、議案第2、4、5号 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計であります。国民健康保険特別会計の滞納についても102万円の減になったものの、介護保険料で60万円、後期高齢者医療の滞納が102万円増加しています。このことは長引く不況の中で所得が減少し、生活費に回すのがやっとという状態になってきているのではないのでしょうか。地方自治体として医療費の高騰が続く中、いかにして医療費を抑えるかが問われています。

昨年の決算討論でも述べましたが、それぞれの特別会計の医療費の中で医療費の高くつくがんや循環器系の疾患など、病名別を調査し対策を講じると同時に、薬についても薬品会社の利益につながる新しい薬だけではなく、今まででも使われて効能が発揮されている古い薬の使用を医療機関に求めることが必要であります。同時に厚生労働省の通達にもありますが、国保税が高くなり、支払いが困難な家庭がふえる一方、医療費の窓口負担がふえ、重くならないと医者にかかれないという状態になってきています。健康予防に力を入れ、医療費の低下に努めるべきであります。

よって、3特別会計は反対であります。

次に、決算認定で賛成の議案について述べます。

議案第3号 老人保健特別会計について後期高齢者医療制度の残務整理であります。

議案第6号の公共下水道特別会計ですが、歳入で国庫補助金1,000万円、一般会計からの繰り入れとして1億8,802万円、町債として5億8,090万円、歳出で事業費として7,907万円、公債費として7億6,073万円となっています。本町の公共下水道の整備率は90.6%、普及率は97.4%、水洗化率は91%となっています。水洗化の向上率にさらに知恵を絞られることを提案して、賛成といたします。

議案第7号 水道事業特別会計であります。以前一般会計からの繰り入れされた500万円が中止になり、水道会計も厳しくなっていますが、財政難の折、企業努力して住民の生命と財産を守る防波堤となるよう要請し、賛成といたします。

議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算から議案第35号 平成21年度三宅町水道事業会計第1回補正についてですが、一般会計第1回補正予算については、歳入で地域活性化・経済危機対策臨時交付金として9,778万円が予算化されています。総括質問でどのような予算化をしているのか質問しましたが、明らかにされませんでした。回答として常任委員会だけ明らかにされましたが、本町として本当に経済活性化になるとは思えません。予算化されている内容も本庁の中の充実と言っても過言ではないと思います。住民全体が潤うものとは、ほど遠いものとなっていますので、反対であります。

国民健康保険の補正予算、後期高齢者医療の補正予算、介護保険の補正予算、公共下水道補正予算、水道事業補正予算については、昨年の事業決定による繰り越しや、出産一時金基金の積み立て等でありますので、賛成であります。

議案第36号の基本構想審議会条例の制定についてから、議案第38号の後期高齢者医療条例の改正についてですが、審議会委員の任期等に問題があると思いますが、将来の三宅町のプランの作成に欠かせないものであります。

議案第37号の国民健康保険条例の改正については、期限つきであります。育児出産の一時金増額の条例改正であり、議案第38号は後期高齢者医療の保険料滞納者に対する延滞金の利率の減額修正であり、問題ありませんので、賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 討論なしと認めます。

討論終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成20年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第7号 平成20年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの7件を採決します。

採決は起立で行います。

本7件は委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第30号 平成21年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより議案第35号 平成21年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてまでの6件を採決します。

本6件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第36号 三宅町基本構想審議会条例の制定についてより議案第38号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を採決します。

本3件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することにいたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳勝秀君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面の諸問題について各員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条の第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査いたしたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 以上で本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長より閉会のあいさつを受けることにいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました平成20年度各会計決算の認定案7件、平成21年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案6件、条例の改正制定案3件、同意案2件の計18件の重要案件をご提案申し上げまして、慎重審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚くお礼申し上げます。

2010年に平城遷都1300年祭を迎えるに当たり、三宅町におきましても「磯城の里古代ロマン探訪ウォーク」と銘打ち、磯城3町での広域イベントを行う計画を進めております。ことしの4月から始めました三宅町の魅力づくりとして、アザサの花を普及推進いたしておるところでございますが、三宅町の皆様方のご協力のもと、その活動も町内に徐々に広がってまいっております。そこで平城遷都1300年祭を契機といたしまして、三宅町の町花であります八重桜に加え、アザサの花も10月1日より町花といたす予定でありますので、ご報告を申し上げます。

住民の代表である議員の皆様方には、今後とも町政の発展のため、一層のご協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） 以上で平成21年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員